

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和 8 年 8 月10日
【会社名】	AI ストーム株式会社
【英訳名】	AI storm Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 今井 俊夫
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田錦町三丁目17番地11
【電話番号】	0 3 (5 2 5 9) 7 0 1 0
【事務連絡者氏名】	管理本部 増尾 雅人
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田錦町三丁目17番地11
【電話番号】	0 3 (5 2 5 9) 7 0 1 0
【事務連絡者氏名】	管理本部 増尾 雅人
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項及び第2項の監査証明を行う監査公認会計士等の異動に関し、当社の会計監査人であるESネクスト有限責任監査法人が令和8年8月10日をもって辞任したことに伴い、令和8年8月10日開催の当社監査等委員会において、監査公認会計士等の選任を決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該異動に係る監査公認会計士等の名称

選任する監査公認会計士等の名称

フロンティア監査法人

退任する監査公認会計士等の名称

ESネクスト有限責任監査法人

(2) 当該異動の年月日

令和8年8月10日

(3) 退任する監査公認会計士等が監査公認会計士等となった年月日

令和8年3月30日

(4) 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 当該異動の決定又は当該異動に至った理由及び経緯

令和8年5月15日付「特別調査委員会の設置に関するお知らせ」にて公表したとおり、当社は、外部からの指摘により、過年度及び当期における中古トラック売買取引において、適切でない取引が行われた可能性のある事案が発覚したことに伴い、当社監査等委員会の任意の諮問機関として、特別調査委員会を設置いたしました。本日現在、特別調査委員会による調査を継続しており、事実関係の確認等を行っております。

その過程において、ESネクスト有限責任監査法人より、監査契約締結後に、受嘱以前に発生していた外部からの指摘に関する当該事案を認識するに至ったことにより、監査法人として求められる監査品質の維持及び適切な監査体制の確保の観点から、当社との監査契約を継続することが困難であるとの理由で、合意解約の申し入れを受領いたしました。

当社では、当該申し入れの内容について真摯に検討した結果、これを受け入れることとし、本日付けでESネクスト有限責任監査法人との監査契約を合意解約し、当社の会計監査人を辞任することについて合意いたしました。これに伴い、当社監査等委員会は、フロンティア監査法人を新たに一時会計監査人として選任いたしました。フロンティア監査法人を一時会計監査人として選任した理由は、同監査法人が、当社の事業規模に適した会計監査人としての専門性、独立性、監査品質の確保、監査計画及び監査体制の適切性を有し、今後当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を備えていると判断したためであります。なお、令和8年1月26日付でフロンティア監査法人より、当社の管理人員の不足に伴う決算の遅れから、人的資源の確保が難しいとの理由で、監査継続辞退の申し出を受け、令和8年3月30日付でESネクスト有限責任監査法人を後任会計監査人として選任した経緯があります。当社は、フロンティア監査法人との監査継続辞退の申し出後、人員の増強等管理体制の強化を図っております。

また、ESネクスト有限責任監査法人からは、監査業務の引継ぎについて、協力を得ることができる旨の確約を得ております。

(6) 上記(5)の理由及び経緯に対する意見

退任する監査公認会計士等の意見

特段意見のない旨の回答を得ております。

監査等委員会の意見

妥当であると判断しております。

以 上